

公共工事の中間前金払に関する Q & A

令和5年12月 玉村町



Q1 中間前金払とはどのようなものですか？

A1 設計金額300万円以上の建設工事においては、請負代金額の10分の4以内について前払金を支払うことができますが、これに追加して、さらに10分の2までを前払金として支払うことができる制度です。

Q2 中間前金払のメリットは何ですか？

A2 中間前金払は、部分払と比較し受注者及び発注者双方の事務を簡素化することができます。部分払の場合は出来形検査が必要となりますが、中間前金払の認定は書面による審査であるため、部分払に比べ検査等にかかる手間と時間が大幅に節約されますので、工事の進捗にも影響することが少なくなります。

Q3 中間前金払の対象となる工事は？

A3 工事に係る設計金額が300万円以上の建設工事です。(前金払の対象と同じです)

Q4 契約金額が300万円未満の場合の中間前金払はどうなりますか？

A4 設計金額が300万円以上の工事を対象としています。当初の契約金額が300万円未満であっても、設計金額が300万円以上であれば中間前金払の対象とします。

Q5 中間前払金を請求できる条件は何ですか？

A5 次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- ①工期の2分の1を経過していること
- ②工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること
- ③既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること
- ④既に前金払の支出が行われていること

⑤部分払の支出がされていないこと。(複数年事業については、同一年度においてされていないこと)

Q6 実際の工事の出来高が予定出来高を下回っている場合でも、中間前金払を請求できますか？

A6 上記「A5」の条件をすべて満たしていれば、予定出来高の進捗状況に関係なく請求することができます。

Q7 中間前金払の手続きを教えてください。

A7 以下のとおりです。なお、各様式は玉村町ホームページからダウンロードできます。

(<http://www.town.tamamura.lg.jp/soshiki/1/chuukanmaebaraiseido.html>)

- ① 受注者は、中間前金払認定請求書を発注者(工事担当課)へ提出する
- ② 監督員による書類審査後、中間前金払が認定となる場合は、発注者(工事担当課)から中間前金払認定調書を受注者へ交付する
- ③ 受注者は、認定調書を添えて保証事業会社に保証の申込みをする。
- ④ 受注者は、中間前払金請求書に中間前払金保証証書(保証事業会社が発行)を添えて、発注者(工事担当課)へ提出する
- ⑤ 発注者(工事担当課)は、中間前払金の支払いを行う。(振込は前払金と同じ口座)

Q8 中間前金払支払いまでの期間は、どの程度かかりますか？

A8 発注者は、中間前金払認定請求書の提出があつてから原則7日以内に判断し、認定したときは中間前金払認定調書により通知します。支払いについては、上記「A7」④の書類を受理した日から20日以内に中間前払金の支払いをします。

Q9 請負契約が変更(増額・減額)された場合の中間前払金はどのようになりますか？

A9 中間前払金の割合は請負代金額の10分の2以内であり、かつ、当初の前払金との合計が10分の6を超えることはできません。

①増額変更の場合

「変更後の請負代金額×60%－受領済金額>変更後の請負代金額×20%」

なので、「変更後の請負代金額×20%」が中間前払金の額となります。

(例) 請負代金額1,000万円、増額変更200万円、前払金400万円
 $12,000,000 \times 60\% - 4,000,000 \text{円} > 12,000,000 \text{円} \times 20\%$
(3,200,000円 > 2,400,000円)
→ 中間前払金請求可能額は、2,400,000円となります。

②減額変更の場合

「変更後の請負代金額×60%－受領済金額<変更後の請負代金額×20%」
なので、「変更後の請負代金額×60%－受領済みの前払金」が中間前払金の額となります。

(例) 請負代金額1,000万円、減額変更200万円、前払金400万円
 $8,000,000 \times 60\% - 4,000,000 \text{円} < 8,000,000 \text{円} \times 20\%$
(800,000円 < 1,600,000円)
→ 中間前払金請求可能額は、800,000円となります。

Q10 設計金額が300万円未満であった工事が、契約変更により請負代金額300万円以上となった場合の取扱いはどうなりますか？

A10 設計金額が300万円未満であった工事については、その後の増額変更により請負代金額が300万円以上となっても中間前金払の対象としません。

なお、設計金額が300万円以上であった工事については、その後の減額変更契約により請負代金額が300万円未満となった場合でも中間前金払の対象とします。

Q11 契約変更により工期が延期となった場合、条件にある「工期の2分の1」はどうなりますか？

A11 変更後の工期(延長後の工期)の2分の1とします。

Q12 中間前金払と部分払の関係はどうなりますか？

A12 中間前金払後の部分払の請求は可能です。ただし、部分払後は中間前払金の請求をすることはできません。